

大阪市教育局告示第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、大阪市立総合生涯学習センターほか 2 施設について、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市立生涯学習センター条例（平成 5 年大阪市条例第 44 号）第 16 条前段の規定に基づき公告する。

令和 6 年 12 月 27 日

大阪市教育局
教育長 多田 勝哉

1 施設の名称

大阪市立総合生涯学習センター
大阪市立阿倍野市民学習センター
大阪市立難波市民学習センター

2 指定管理者

大阪市中央区船場中央 4 丁目 1 番 10－203 号
一般財団法人大阪教育文化振興財団

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

（教育委員会事務局生涯学習部生涯学習担当）